

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について

資料2-9

令和7年度処遇改善等加算については、こども家庭庁においてその制度の内容の変更が検討されています。

本資料は、こども家庭庁HPにおいて公表されている第8回子ども・子育て支援等分科会資料「処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について」(令和6年12月19日成育局保育政策課)に基づいて作成するものです。

本資料の内容は、検討中のものや「案」のものが多く、記載の内容から変更が生じる可能性が大いにあること、御承知おきいただきますようお願いいたします。

なお本資料内において市処遇Ⅱ・Ⅲに関する記載はありませんが、市処遇Ⅱ・Ⅲの制度に変更が生じる場合には、別途通知いたします。

国による賃金状況・費用の使途の見える化について

資料2-9

令和6年度人件費改定分や処遇改善等加算が現場の保育士等に確実に行き渡ることを確認するため、こども家庭庁から、都道府県を通じて、市町村(川崎市)に対し、各施設における人件費改定分及び処遇改善等加算の使途に係る資料提出の依頼があり、こども家庭庁においてその効果を検証することとなっています。

具体的には、処遇改善等加算Ⅰの実績報告書の様式を活用し、川崎市が各種資料を都道府県を通じてこども家庭庁宛て提出することとなる予定ですので、御承知おきください。

また、保育所等に対しても、収支計算書や職員給与の状況等について報告することを依頼される可能性がございます。

処遇改善等加算の一本化の体系

資料2-9

・処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを、「処遇改善等加算(仮称)」として一本化。

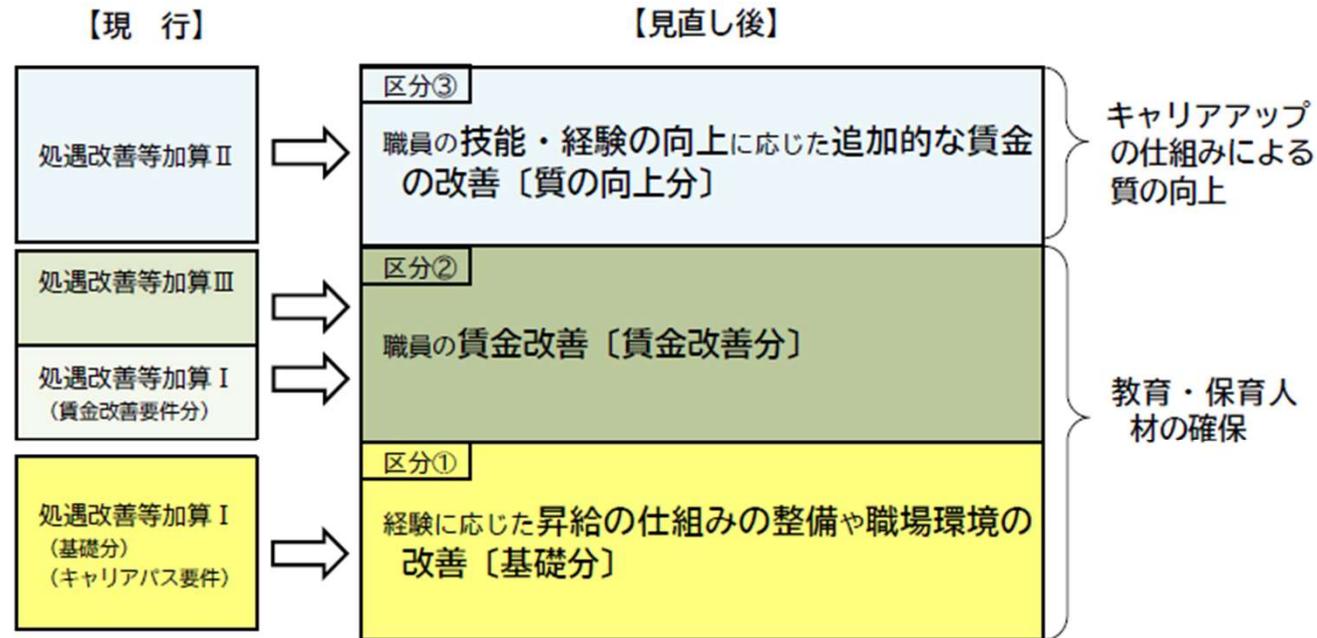
引用: 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について
(こども家庭庁成育局保育政策課)

・加算内で、「区分1(基礎分)」、「区分2(賃金改善分)」、「区分3(質の向上分)」の各区分として整理。

・従来の処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)と処遇改善等加算Ⅲが統合され、「区分2(賃金改善分)」に区分。

・従来の処遇改善等加算Ⅱは、「区分3(質の向上分)」として区分される。

・「区分1(基礎分)」の要件として、1年間の経過措置を設けた上で、キャリアパス要件が設定される。



区分2・区分3の配分ルールについて

資料2-9

- ・【区分3(質の向上分)】=従来の処遇改善等加算Ⅱの配分ルールについて柔軟化
 ⇒○配分対象者について、年度内で研修修了を予定しており、副主任保育士等に準ずる職位や職務命令を受けている者を配分対象として認める。
 ※施設全体として、従来の副主任保育士等の発令等及び研修受講要件を満たす職員数が要件以上に実際にいることが必要。
 ※職員数A、Bについて人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付

○月額4万円を支給する副主任保育士等が一人以上いることとしていた要件を撤廃。

- ・【区分2(賃金改善分)】=従来の処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)と処遇改善等加算Ⅲを統合したものについて、支給要件を整理。
 ⇒「区分2(賃金改善分)」と「区分3(質の向上分)」の合計額について、加算額の1/2以上が基本給・決まって毎月支払われる手当によるものとする。

	現行	見直し後
配分対象者・配分方法(加算Ⅱ)	・①副主任保育士、職務分野別リーダー等の職位の発令等を受けていること②経験年数や研修の修了を要件	・要件を満たす職員数が実際にいることを要件として、年度内に研修修了を予定している者であって、副主任保育士、専門リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けていることを要件に配分対象として認めるなどの柔軟化を図る。
	・4万円を支給する副主任保育士等が一人以上いることが要件	・当該要件を撤廃し、一人4万円を超えない範囲で施設の判断により柔軟な配分を可能。
賃金改善(加算Ⅰ～Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> ・加算Ⅰ(賃金改善分)→基本給、手当、賞与又は一時金等により改善 ・加算Ⅱ→基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善 ・加算Ⅲ→2/3以上は基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 	「賃金改善分」と「質の向上分」の合計額については、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善する(賃金改善の方法を統一)。

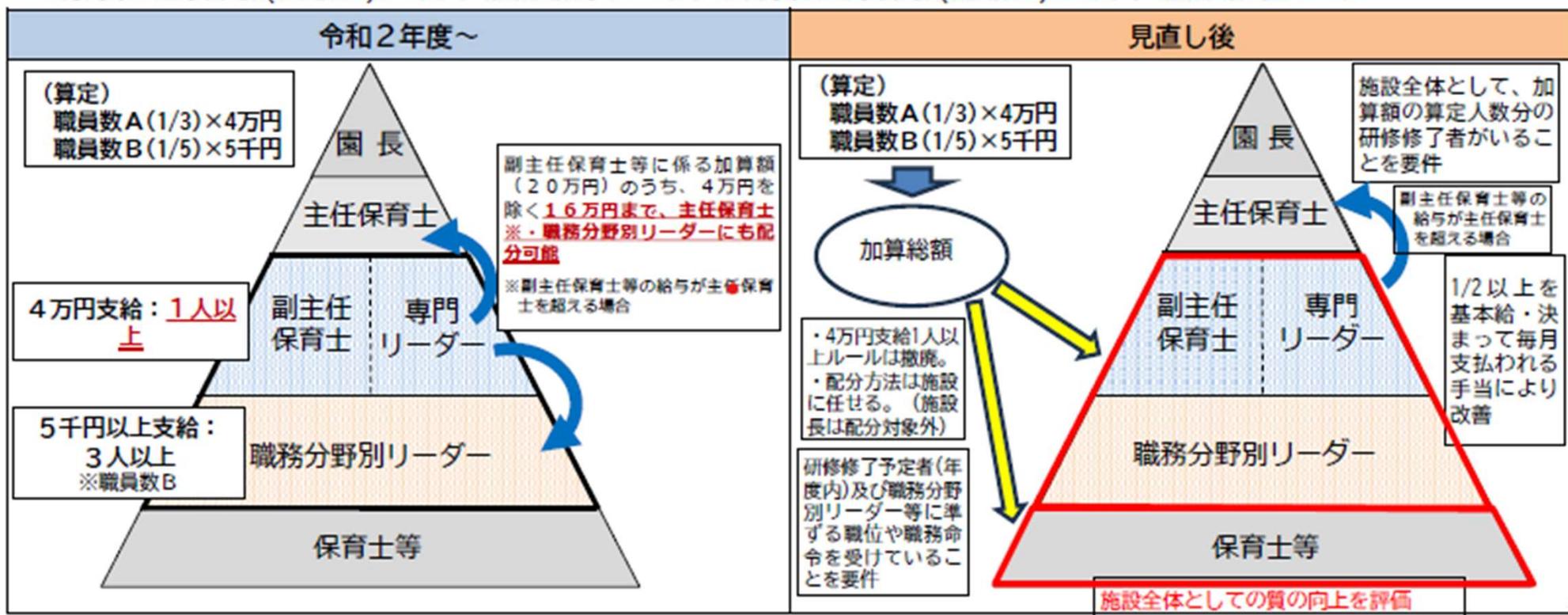
引用: 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について
(こども家庭庁成育局保育政策課)

区分3の配分ルールについて

資料2-9

- ・加算額の算定方法及び全額賃金改善に充てる要件は従来と同様
- ※算定人数は加算額の上限とし、施設で確保したA・Bの人数分について加算額を給付

<定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ> ※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）
 4万円の算定対象人数(職員数A)：5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数(職員数B)：3人（一般職員数の1/5）



引用：処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について
 （こども家庭庁成育局保育政策課）

賃金改善の確認方法について

- ・加算をまとめて確認する介護分野の賃金改善の取扱いを踏まえた確認方法に見直し
 - ⇒○「区分2」と「区分3」をまとめた加算総額で賃金改善額を確認する
 - 新規事由の有無による確認を見直し
 - 加算額等の影響を除いた賃金水準で比較し、児童数や加算額の減、施設独自の改善額の影響を比較から除く
 - 「特別事情届出書」を設け、労使の合意の下で起点となる賃金水準を「必要最小限な範囲」に引き下げる特例措置を認める

	保育分野（現行）	介護分野	対応方針
①賃金改善の確認方法	支払賃金が起点賃金水準を下回っていないこと、新たに加算を取得した場合は加算額が賃金改善に充てられていることを確認	①加算額以上の賃金改善となっていること、 ②加算以外の部分で賃金水準を下げていることの確認を行う	介護分野と同様に見直し
②基準年度の賃金水準（総額）の考え方	加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、基準年度に適用されていた算定方法に基づく賃金水準	加算当年度の全ての職員の前年度の賃金の総額（実績）	介護分野と同様に見直し
③定期昇給額の特定	加算Ⅰの基礎分（定期昇給分）で対応し賃金改善額に含めていないため、特定していない。	賃金改善額に含めているため、特定していない。	賃金改善額に含めず、金額の特定を行う。
④施設独自の改善額	-	初めて処遇改善加算を取得した年度以降で、加算等の加算額を超えて実施した賃金改善額を前年度の賃金水準から除く。	介護と同様に見直し

※加算当年度の人件費改定相当分（主に人勤）や前年度の加算残額の支出は従前どおり確認を行う。

引用：処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について
（こども家庭庁成育局保育政策課）

賃金改善の確認方法のイメージ

資料2-9

	見直し前 (処遇Ⅰ～Ⅲそれぞれ)	見直し後 (処遇Ⅰ～Ⅲ共通)
	新規事由無しの場合	新規事由の有無に関わらない
イメージ図	<p>(処遇Ⅰ)</p> <p>現年度の賃金総額 (全職員) ※1</p> <p>人件費改定相当分</p> <p>基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額 ※2</p> <p>起点賃金水準</p> <p>※1. 加算当年度の職員の支払い賃金(実績)。加算Ⅰによる改善額を含んでいる。加算Ⅱ・Ⅲが新規事由無しの場合には加算Ⅱ・Ⅲによる改善額を含む。</p> <p>※2. 基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額は、加算当年度の職員が前年度にいたと仮定して算定される賃金水準。</p>	<p>加算Ⅰ (賃金改善要件分)～Ⅲによる改善額 (加算当年度)</p> <p>加算Ⅰ (賃金改善要件分)～Ⅲの加算額 (加算当年度)</p> <p>① 現年度の賃金総額</p> <p>③ 定期昇給相当額 (基準年度の昇給率から)</p> <p>人件費改定相当分 (基準年度の昇給率から当年まで)</p> <p>④ 加算による改善額等の影響を除いた現年度の賃金総額 (全職員)</p> <p>② 基準年度の賃金総額</p> <p>⑤ 施設独自の改善額</p> <p>人件費改定相当分 (基準年度分)</p> <p>定期昇給相当額 (基準年度の昇給率から)</p> <p>⑤ 加算額等の影響を除いた基準年度の賃金総額 (現年度の全職員分)</p> <p>※加算額等の影響を除いた確認方法に見直し ※加算Ⅰ(賃金改善要件分)～Ⅲは見直し後の処遇改善等加算の賃金改善分、賃の向上分に相当</p>
	<p>(処遇Ⅱ)</p> <p>加算Ⅱの加算額 (全体)</p> <p>加算Ⅱによる改善額 (基本給・手当)</p> <p>Ⅱ対象者の現年度の賃金総額 (基本給・手当)</p> <p>現年度の賃金総額</p> <p>人件費改定相当分 (Ⅱ分)</p> <p>基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額 (Ⅱ対象者分)</p> <p>起点賃金水準</p>	<p>④</p> <p>⑤</p>
	<p>(処遇Ⅲ)</p> <p>加算Ⅲの加算額 (全体)</p> <p>加算Ⅲによる改善額</p> <p>現年度の賃金総額 ※3 (全職員)</p> <p>人件費改定相当分</p> <p>基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額 ※2</p> <p>起点賃金水準</p> <p>※3. 加算Ⅰや加算Ⅱによる改善額を含んでいる。</p>	
事務ポイント	<p>加算Ⅰ～Ⅲそれぞれで賃金改善の確認を行う。</p> <p>①加算Ⅰは起点賃金水準と比較し、下回った場合は加算残額として支払う。</p> <p>②加算Ⅱ・Ⅲの加算額分を賃金改善額として、対象者と額、賃金改善方法を決定し、配分する。</p> <p>③加算Ⅰ～Ⅲのそれぞれで現年度の賃金総額と起点賃金水準との比較を行う。加算Ⅱは加算Ⅱの対象者で比較を行う。</p>	<p>加算Ⅰ～Ⅲまとめて賃金改善の確認を行う。</p> <p>①加算Ⅰ (賃金改善要件分)・加算Ⅱ・Ⅲの加算額分を加算による改善額として、対象者と額、賃金改善方法を決定し、配分する。</p> <p>②加算による改善額や定期昇給相当額、人件費改定相当分を除いた現年度の賃金総額と基準年度の加算額や施設独自の改善額を除いた基準年度の賃金総額との比較を行う。</p>

引用: 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について (こども家庭庁成育局保育政策課)